

医療従事者の需給に関する検討会（平成27年12月10日）資料より抜粋

医療従事者の需給に関する検討会 開催要綱

1. 目的

- これまで、医療従事者の需給については、経済社会の変化や医療提供体制の在り方を踏まえつつ、医師、看護職員等の職種ごとに検討を行い、それぞれに必要な対策が行われてきた。
- 特に医師については、平成18年の医師需給検討会の結論を踏まえて暫定的な医学部定員増の措置がされたが、この一部が平成29年度で終了することから、今後数年間の医学部定員の在り方について早急に検討する必要がある。
- また現在、都道府県において、2025年の医療需要を踏まえた地域医療構想の策定が進められているが、病床の機能分化・連携に対応していくためには、医師・看護師のみならず、リハビリ関係職種も含めた医療従事者の需給を念頭に置く必要がある。
- 今後、高齢社会が一層進む中で、人口構造の変化や地域の実情に応じた医療提供体制を構築するため、地域医療構想との整合性の確保や地域間偏在等の是正などの観点を踏まえた医療従事者の需給の検討が必要である。
- このようなことを踏まえ、医師・看護職員等の医療従事者の需給を見通し、医療従事者の確保策、地域偏在対策等について検討するため、本検討会を開催する。

2. 検討事項

- (1) 医療従事者の需給の見通しについて
- (2) 医療従事者の確保策、地域偏在対策等について

医療従事者の需給に関する検討会の今後の進め方について

- 医療従事者の職種ごとに、全国・地域の需給の状況や確保のための対策が異なることから、医師需給分科会、看護職員需給分科会及び理学療法士・作業療法士需給分科会を設置する。
- このうち、医師需給分科会については、平成 29 年度で終了する暫定的な医学部定員増の措置の取扱いをはじめとした今後数年間の医学部定員の在り方について早急に検討する必要があることから、他の分科会に先行させて開催する。
- 都道府県が平成 29 年度中に第 7 次医療計画（平成 30～35 年度）を策定するに当たり、医療従事者の確保対策について具体的に盛り込むことができるよう、各分科会とも、平成 28 年内の取りまとめを目指す。